

受付番号	受付日	20 年 月 日	決定日	20 年 月 日	決定
------	-----	----------	-----	----------	----

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会認定
家庭医療後期研修プログラム 後期研修移籍申請書

20 年 月 日

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会
 理事長 殿

以下に記載した専攻医の学会認定家庭医療後期研修プログラムの移籍を希望しますので、お認め下さい。

プログラム責任者*署名（自署）

*申請者は現在所属（移籍前）のプログラム責任者です

1. 移籍する専攻医			
氏名	会員番号	後期研修開始日	20 年 月 日
2. 移籍予定日			
20 年 月 日			
3. 移籍する理由			
「Ver.2 プログラム廃止時までには修了できず、新制度プログラムで専門研修を続けるため」と記載して下さい。			
4. 現在所属のプログラム			
プログラム名称 ※必ず正式な名称を記載して下さい		Ver.1,2 の別	認定番号
		<input type="checkbox"/> Ver.1 プログラム <input type="checkbox"/> Ver.2 プログラム	第 - 号
プログラム責任者			
プログラム責任者氏名		所属・役職	
所在地・連絡先	住所 〒 電話 E-mail	FAX	
連絡担当者氏名*・役職	<small>*プログラム責任者と別に連絡担当者がある場合のみ記載</small>		
連絡先	電話 E-mail	FAX	
5. 移籍先のプログラム			
プログラム名称 ※必ず正式な名称を記載して下さい		Ver.1,2 の別	認定番号
現在所属の ver.2 プログラムと同じ基幹施設の新制度プログラムであることが原則です。存在しない場合は、他のプログラムに移籍できます。		<input type="checkbox"/> Ver.1 プログラム <input checked="" type="checkbox"/> Ver.2 プログラム	第 - 号
プログラム責任者			
プログラム責任者氏名		所属・役職	欄内の文字を消して、「新制度」と書き替えて下さい。
所在地・連絡先	住所 〒 電話 E-mail	FAX	
連絡担当者氏名*・役職	<small>*プログラム責任者と別に連絡担当者がある場合のみ記載</small>		
連絡先	電話 E-mail	FAX	

受付番号	受付日	20 年 月 日	決定日	20 年 月 日	決定
------	-----	----------	-----	----------	----

6. これまでの後期研修歴（内容・研修施設・期間）

「内容」は研修領域名（総合診療専門研修Ⅰ、Ⅱ、内科、小児科、救急科、その他）を記載してください。
「研修施設」は、病院の場合は診療科名まで記載して下さい。

7. 移籍後の研修計画（内容・研修施設・期間）

原則として、「2017年以前に臨床研修を修了した者が新制度の家庭医療専門研修プログラムで研修を行う場合」（日本専門委機構の総合診療専門研修プログラムに入らない）に準じます。すなわち、家庭医療専門研修Ⅰ 18カ月以上、Ⅱ 6カ月以上、内科 12カ月以上、小児科 3カ月以上、救急科 3カ月以上の履修が必要です。また、ポートフォリオ、研究、off-the-job trainingなどの修了要件も新制度のものが適用されます。

移籍前のプログラムで履修した総合診療専門研修Ⅰ、Ⅱはそれぞれ家庭医療専門研修Ⅰ、Ⅱを、内科、小児科、救急科はそれぞれ新制度での各科の研修を履修したものとみなせます。移籍後は、各領域のうち不足する期間の研修を行うように計画して下さい。

なお、家庭医療専門研修Ⅰに12カ月の連続研修の要件がありますが、移籍前の総合診療専門研修Ⅰで12カ月の連続研修ができていなくても、移籍後に行うべき家庭医療専門研修Ⅰの期間（計18カ月に不足する期間）を連続で行えばよいものとします。

専攻医側の事情があって新制度の研修を遂行するのが困難な場合の特例：

病気、産前・産後、育児、介護、その他家族の問題などのやむを得ない理由がある場合に限り、新制度のプログラムに移籍した上で、ver.2の修了要件で研修を修了することができます。特例の適用を希望する場合は、「特例希望」と記し、その理由を具体的に記載して下さい。その上で移籍後の研修計画はver.2の要件で作成して下さい。

なお、旧制度に基づく専門医認定審査は2026年に実施するものが最終となり、2027年以降はver.2修了者も新制度と同じ試験内容となります。

8. 研修修了予定日

20 年 月 日

上記の通り、専攻医の移籍を受け入れます。

移籍先プログラム責任者署名